

契約保証金について

1 契約保証金について

契約の相手方は、下記（６）により契約保証金を免除される場合を除いて、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下、「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付又は提出しなければならない。

（１）契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率（１００分の１０以上）を乗じた額とする。

【算式】

契約額（税込）× ０．１以上

なお、単価契約においては、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を契約額として計算する。

（２）契約保証金の納付

契約の相手方が契約保証金を納付する場合は、次の方法によるものとする。

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により、契約保証金相当額（上記（１）の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構の取引金融機関に払い込む。

この場合には、当該「払込書兼領収書」の写しを契約の相手方である病院の担当窓口へ指定された期日までに提出すること。

（３）契約保証金に代える担保の提出

契約の相手方は、上記（１）の契約保証金に代える担保を提出する場合は、下表のうち該当する担保を契約の相手方である病院の担当窓口へ指定された期日までに提出すること。預かり時、当該担保と引換えに「預り証」を交付する。

この場合の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(4) 契約保証金等の還付

地方独立行政法人埼玉県立病院機構は、契約の相手方が納付又は提供した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときは、契約の相手方に対して次の方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により納付した場合は、当該「払込書兼領収書」(写しでも可)を添付した「還付請求書」(該当者に配布)の提出により還付する。

イ 契約保証金に代える担保を提出した場合には、提出時に交付した「預り証」に領収の旨を付記し記名押印したものを提出することによりこれを還付する。

(5) 契約不履行の場合の契約保証金の帰属

契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金は地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(6) 契約保証金の免除

次に掲げる場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条第2項の規定に基づき契約保証金の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

当該保険証書等は、契約の相手方である病院の担当窓口指定された日時までに提出しなければならない。